

平成24年第4回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成24年12月6日 午前10時20分開議

1. 出席議員 12名

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 雑賀 | 茂君 | 2番 | 雑賀 | 正光君 |
| 3番 | 服部 | 隆君 | 4番 | 廣瀬 | 裕君 |
| 5番 | 野澤 | 良治君 | 6番 | 青野 | 正君 |
| 7番 | 星野 | 初英君 | 8番 | 篠田 | 英一君 |
| 9番 | 牧山 | 龍雄君 | 10番 | 福智 | 正之君 |
| 11番 | 大野 | 佳美君 | 12番 | 宮本 | 秀樹君 |

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

| | | | |
|----------|----|-----|------|
| 町 | 長 | 野高 | 貴雄君 |
| 総務課 | 長 | 小川 | 輝文君 |
| 企画財務課 | 長 | 秋山 | 豊君 |
| 都市整備課 | 長 | 石山 | 正光君 |
| 秘書広聴課 | 長 | 関口 | 富士子君 |
| 経済課 | 長 | 羽田 | 健二君 |
| 教育 | 長 | 大野 | 繁君 |
| 教育委員会事務局 | 長 | 藤井 | 俊一君 |
| 教育委員会事務局 | 参事 | 萩原 | 治夫君 |
| 町民課 | 長 | 椿 | 法男君 |
| 福祉課 | 長 | 沼崎 | 繁君 |
| 福祉課 | 参事 | 大槻 | 正己君 |
| 出納室 | 長 | 藤ヶ崎 | 勇一君 |
| 子育て支援課 | 長 | 岩橋 | 弘君 |

1. 出席事務局職員

議会事務局参事 林 博行

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成24年12月6日(木曜日)

午前10時20分開議

議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町子育て支援住宅条例の制定について
- 日程3. 議案第2号 河内町営住宅設置条例及び河内町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程4. 議案第3号 平成24年度河内町一般会計補正予算(第5号)
- 日程5. 議案第4号 平成24年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程6. 議案第5号 平成24年度河内町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程7. 議案第6号 平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程8. 議案第7号 平成24年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程9. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程10. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町子育て支援住宅条例の制定について
- 日程3. 議案第2号 河内町営住宅設置条例及び河内町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程4. 議案第3号 平成24年度河内町一般会計補正予算(第5号)
- 日程5. 議案第4号 平成24年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程6. 議案第5号 平成24年度河内町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程7. 議案第6号 平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程8. 議案第7号 平成24年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程9. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程10. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

午前10時20分開議

議長(廣瀬 裕君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、大関崇夫氏外 5 名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでございますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。

議長（廣瀬 裕君） 日程 1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表の順に質問を許します。

これからの町政について、大野佳美君からの質問です。

省エネ対策について、星野初英さんからの質問です。

財政について、雑賀正光君からの質問です。

河内のお米について、牧山龍雄君からの質問です。

初めに、大野佳美君、登壇願います。

〔11番大野佳美君登壇〕

11番（大野佳美君） 11番大野です。ことしも残すところわずかになり、また、衆議院議員選挙の告示がされ、選挙戦が始まりました。何かとせわしい師走となりました。

このたび教育長に就任されました大野 繁教育長には、河内町の教育の充実、発展のためご活躍されますようご期待申し上げます。また、退任されました石山 暁前教育長には、町教育発展にご尽力をいただき、心よりお礼申し上げます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

これからの町政について、町長に伺いたいと思います。

今年度も後半に入り、次年度事業計画の基本となる予算編成が始まる時期となり、財政的にも河内町として大変厳しい予算編成になるかと思っております。今後の行政運営について伺いたいと思います。

また、これから、町長におかれましては今後とも町政を負託されるのかを伺いたいと思います。

自席にてお伺いしたいと思います。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） 大野議員の質問にお答えしたいと思います。

東日本大震災等含めて大変厳しい流れの中で、私も、茨城県の町村会長、そしてまた振興協会というところの理事長をしております、早速いろいろな意味で各分野に35億円、プラスこの間は13億1,000万円という金を歳出して、手当てをしてまいりました。

これからの運営についてということでございますけれども、やはりここに住む住民一人一人が安心して安全で暮らせる環境づくり、それには少子高齢化対策、そして行財政改革、いろいろ手を携えてやってまいりました。例えば幼稚園の統合で認定こども園、今度やっと小学校の統合ができました。これから中学校を含めてそういうスリムにしながら、やはり何といたっても行政はサービス業でありますので、住民に行き届くサービスがどれだけで

きるかということも大変重要なことでございます。

そうということで、私も来年の5月が任期でございます。各方面、各分野から、もう少し頑張れという声もたくさんございます。いろいろ考えておりますけれども、この大事な時期ですから、私もさらなる意欲を得まして、行政の継続、そしてまた皆さんと一緒にあって新しいまちづくりをしていきたいと思っております。

以上のような考えの中で、これからの行政についての取り組みをしてまいりたいということでございます。

議長（廣瀬 裕君） 11番大野佳美君。

11番（大野佳美君） 十分に体に留意されて頑張ってください。終わります。

議長（廣瀬 裕君） 次に、星野初英さん、登壇願います。

〔7番星野初英さん登壇〕

7番（星野初英君） 7番星野初英です。通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、省エネ対策の質問をいたします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、エネルギー政策の大きな転換が課題となり、それはまた電力分野だけの問題ではない、社会全体で考えなければならないテーマとなっております。電力多消費の我が国において、逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として、公共施設へのLED照明の導入について質問いたします。

LEDは、従来の水銀灯や蛍光灯に比べて消費電力が少なく、電気料金も削減でき、二酸化炭素、CO₂の削減効果が期待されています。

そこで、総務課長にお伺いいたします。

当町の防犯灯の設置数と年間の電気代はどれぐらいかかっておりますか。また、修繕依頼に係る費用等もお聞かせください。

2問目からは自席にて質問いたします。

議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

総務課長（小川輝文君） ただいまの星野議員のご質問にお答えいたします。

河内町の防犯灯ですが、全部で1,406基ですか、これには水銀灯とナトリウム灯というものも入っています。ちなみに、水銀灯は10基、ナトリウム灯は4基でございます。

それと、電気料ですけれども、23年で言いますと380万円、あと修繕に係るものについては212万円という数字になっております。

議長（廣瀬 裕君） 星野初英君。

7番（星野初英君） 2回目の質問をいたします。

今、詳細に小川課長さんから答弁ございましたけれども、LED照明の切りかえとなると、照明器具が高価なため、予算確保に時間がかかることが予想されます。また、導入できても、初期費用が重い負担にならざるを得ません。

逼迫する電力事情と照明対策を推進するために、こうした事態を打開するための一つの

手法として、民間資金を活用したリース方式がございます。リース方式を活用することによって、新たな予算措置をすることなく、電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことができるようです。

県内では、取手市が本年4月から5月にかけて、蛍光灯を使用している市内の防犯灯約9,700本をリース計画によるLEDに切りかえを推進いたしました。同市によると、蛍光灯を使用した防犯灯による年間経費は、電気料金の約2,600万円と蛍光管の取りかえを含む修理費の1,500万円が必要で、無点灯による市民からの通報も多く、市の職員が対応に追われていたと言われております。今回、LED化リース会社から10年契約で賃借する方法を導入し、この場合、初期設置費は、人口も違いますし、数も違いますのでメンテナンス込みで2億5,000万円かかりますが、年間経費は電気料金の約1,400万円のみ、10年後には蛍光灯使用時と比べて約6,200万円の経費節約になるそうです。

取手市は、計算しますと当町の約7倍ぐらいのはずなので、計算すれば大体うちの町の計算がわかると思いますが、これからは、街灯のみでなく、公共施設のLED照明の導入も積極的に検討すべきと私は思います。

県内では取手市だけと聞いていますが、千葉県の茂原市、神奈川県有施設、具体的には県内学校を初め、警察署、税事務所、保健福祉事務所、土木事務所、図書館など約170施設の照明7万本、これは神奈川県ですけれども、8,000万円程度の電気料金が削減できる見通しで、削減相当分でリース料を賄うために、新たな予算措置は伴わないそうです。

大阪府でも、幹線道路の照明灯をすべてリース方式によるLED化が進められているそうです。多くの自治体が、昨年からことしにかけて実施を始めております。

リース方式にすれば、初期費用が抑制され、自治体の財源負担が軽減されますし、さらに導入後の電力消費量も抑えられ、節電とコストダウンを同時に実現できることが期待できるとは思います。当町の見解をお聞かせください。

議長（廣瀬 裕君） 小川総務課長。

総務課長（小川輝文君） ご指摘のように、LEDの電灯はちょっと前までは大変高価なものでして、最近では蛍光灯によります街路灯、防犯灯と、新設の場合ですが、見積もりもとってございますが、何千円の差になってきましたのでそろそろ、資料の方もかなり取り寄せて持っております。これからつける部分に関しましては、まず4～5基LEDでやってみて、その効果を見て実施をしていきたいと考えております。

公共施設の照明についても、LED化を検討させていただきたいと思っております。

議長（廣瀬 裕君） 7番星野初英君。

7番（星野初英君） 答弁ありがとうございます。大分安くなっているということもいいことでありまして、我が家でもなるべくLEDにかえていこうと思っている状態です。少しずつ安くなってきていることは確かですけれども、一遍にということにはなかなかできないというのはよくわかります。少しずつ取り入れる方法もいいかもしれませんけれども、

LEDの効果としましては、CO₂の削減、また省エネ対策、地球温暖化防止にも効果が大きいとございますし、神奈川県の方からの報告だと、LEDだと虫が集まりにくいというような効果も出ていると聞きました。少しずつ試して、その結果検討するという答弁もいただきましたので、なるべく早目にそういった状況に持っていければいいかなと私自身も思います。

また、もし本当に全体的に考えるのであれば、そのリースの導入の方法も私としては提言いたしたいと思います。

最後に、町長のご所見がございましたら、町長のご所見をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） ただいま総務課長の方からお話がありましたことが大半でございます。いろいろ検討しているうちには、もっと安くなるかもしれませんので、そういうことの中で検討していきたいと思います。

議長（廣瀬 裕君） 財政について、雑賀正光君からの質問です。

雑賀正光君、登壇願います。

〔2番雑賀正光君登壇〕

2番（雑賀正光君） 2番雑賀正光です。通告に従いまして質問をいたします。

今、日本は、円高、デフレ等内外のさまざまな要因により、長期景気の低迷、少子高齢化による雇用や社会保障の問題、また外交・防衛における安全保障の問題など、混迷が深まっており、16日の選挙に大いに期待するところであります。

さて、河内町のスローガンであります、住んでいるまちから住みたいまちへ、小さくてもきらりと光るまちを確かなものとして、次の世代の方々に、本当にこの町に住んでよかったと実感してもらわなければなりません。政治家の責任は重いと感じます。

そこで、将来世代に極力負の遺産を残さない、持続可能な町政の実現を目指すために、財政課長にお尋ねいたします。

財政手法の中の一部であります経常収支比率、実質債務残高、積立金残高、財政調整基金残高の昭和60年度から平成22年度までの推移、指標数値をごらんになりまして、財政課長のお立場での財政運営上の課題について所見をお伺いいたします。

2問目につきましては、自席にて対応いたします。

議長（廣瀬 裕君） 秋山財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） お答えいたします。

財政指標の一部である経常収支比率と実質債務残高、積立金残高等についての昭和60年度から平成22年度までの推移についてのご質問でございます。

初めに、今回議員がお示しされました財務指標の一部であるデータ、グラフ等でございますが、これをもって河内町の財政がよいとか悪いとか判断することはできないと思って

おりますので、前もってお話してからお答えをしたいと思います。

まず、実質債務残高であります。昭和60年度は約18億円であったものが、平成22年度では約30億円です。また、積立金残高は、昭和60年度は3億5,000万円であったものが、平成22年度は約8億7,000万円です。実質債務残高と積立金残高の差でございますが、昭和60年度は14億5,000万円ありました。平成22年度は21億3,000万円です。約7億円ほど伸びておりますが、この伸びにつきましては、私はさほど大きな伸びではないと思っております。

その理由として、昭和60年度の河内町の標準財政規模、この標準財政規模というのは一般財源の国が定める標準的大きさを示すもので、基本的には財務指標の分母になる重要な数値でございます。この60年度の河内町の標準財政規模は17億1,000万円です。先ほどお話しした実質債務残高18億円を今の17億1,000万円で割りますと、実質債務残高比率という財務指標が出ます。これが105.2%です。平成22年度の河内町の標準財政規模は31億2,000万円です。実質債務残高が30億円で、先ほどと同じような形で割りますと、実質債務残高比率96.5%です。この比率は、少ない方がより健全なものとされております。

また、参考までに地方債現在高比率だけで申しますと、河内町は89.1%で、茨城県内では東海村、神栖市に次いでよい数字になっております。こういう観点から、実質債務残高につきましては、河内町としてはいい数字だろうと私は考えております。

次に、経常収支比率でございます。平成22年度の93%につきましては、高い値を示していると思っております。昭和60年度から傾向を見ますと、平成6年度より約80%になり、その後も徐々に伸び、現在の比率となっております。この伸びの理由は、経常費収支比率の低い平成2年度この年度は69.3%でありました22年度と比較してみますと、繰出金、扶助費、公債費、補助費等が伸びております。また、この補助費等につきましては、特に一部事務組合への分担金の伸びが大きいものとなっております。

一方で、特別職や職員の定数削減を一生懸命頑張ってきたが、共済費等の大幅な伸びがありまして、人件費等で大きな削減がなかなか図られなかったというのもありました。

しかし、このような高い状況が続くことは余り好ましくない。経常収支比率の改善を含め、今後、行財政改革大綱のさらなる推進と、財政の健全化を図るための計画を作成してまいりたいと考えております。

議長（廣瀬 裕君） 2番 雑賀正光君。

2番（雑賀正光君） 皆さんが一生懸命町のことを考えて、日々、業務に精励されていることが非常によくわかってまいりました。

そういう中で、先ほどの実質債務残高とか預貯金に関しては、財政課長おっしゃったように、比率から言えば前よりはよくなっているということは数字からわかっております。

ただ、一般会計の金利負担が、今たしか4,000万円ぐらいしていますよね。要は、借財に対する金利が。今、金利が低いからそうでしょうけれども、これ金利が高くなれば上がるんじゃないかという心配です。これは固定で借りているかどうかわかりませんが。

あと経常収支比率ですけれども、私が見たところだと、決算書を見て申し上げるのですが、借り入れがないとしますと約100%超えているんですね。これが事実なんですよ。これは私が勝手につくったものじゃなくて、決算書に書いてあるものです。

ですから、私、ここで一つ提案というか、先ほど計画をつくると言っていましたが、例えば中期の財政計画のようなしっかりした達成目標の数値をつくって、それに基づいて予算化をする、予算を立てるといふふうにしないと、どんぶり勘定では……何でそんなことを言いますかという、県の方に出している市町村財政比較分析表というのがあるんですよ。県のホームページ、茨城県河内町の。これを見ますと、平成19年から21年までのやつ、これは役場さんの分析欄ですが、経常収支比率のところ。これ3年続けて同じようなことが書いてあります。ですから、非常に財政課長が頑張って、これではしようがないと、何とか改善しようという形がここに載っているんですよ。

これは私は、やはりみんなで協力しなければ、執行部側だけじゃなくて、また住民にも協力を仰がなきゃいけないです。そのためには住民の方に、今の内容等を細かく、例えば財政白書のような形で作りまして、広く住民に周知をしてもらって、本当に必要なものはお金を出してくださいよと、でも自分たちができるものは自分たちでやるんだよというような、住民の方によく説明して、町民が行動すべきことを提案するためにも、私は財政白書というのは非常に有効じゃないかと思っています。

それと、さっき言いましたように中期の財政計画ですけれども、実は龍ヶ崎でことしの9月に、龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例というのを議会で可決しています。これは執行部から出て議会の方で可決したという形ですけれども、ある程度執行部側で財政の規律というものを考えた上でこれは恐らく出したと思うんですよ。そういう意味で、執行部側と住民側が両方お互いに町のことをわかった上で、我慢すべきところは我慢してもらい、そのかわり出すべきところは出すというめりはりのついた予算をつくっていかないと、本当に次の世代に責任持てる河内町の運営というのを次の世代にしっかり引き継ぐというか、わかってもらった上で協力してもらおうという体制をとらないと、我々人間というのは、必ず死亡率100%ですから、しかも元気にいるうちはそんなに長くないです。ですから、そういう志を持ったときにどんどんそれを処理していかないと、後回しにすればどんどんツケが先に回っていくんですよ。そういう意味で、これは執行部と、町民と、議会と、この三つ、三方で協力しなければ恐らくできないものだと思います。

そういう意味で、財政課長、今の財政白書とか、基本指針に係る条例みたいなものは、財政課長に言っても、ああ、そうですかというわけにいかないでしょうけれども、その辺のことを含めて、今ちょうど予算を立てていると思うんですよ。ですから、ここに財政課

長だけでなく課長さんみんないるわけですから、その辺をよく踏まえた上で、本当に河内町のことを考えて、みんなでいいまちづくりをするためにご協力願いたいと思います。

課長、お願いします。

議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） お答えいたします。

まず、金利の関係ですが、これは一部を除き固定になっておりますので、あまり変動というのではないということで考えております。

それと、先ほどの中で経常収支比率の、恐らく今おっしゃっていたのは、臨財債を借りたときの数字を入れないで経常収支比率を出すと100%を超えるんじゃないかというようなご質問だったと思います。

確かに、河内町は22年度の決算ベースで比率は102.9%でございます。これは経常収支比率ということで、一般的に加えた数字で公表しなさいというのが一般的な考え方でございます。

この経常収支比率というのは、議員は、計算方法ご存じだとは思いますが、一応念のためにお話しますと、経常一般財源、経常的に入るお金と、プラス今言った臨時財政対策債を分母として、経常的に支出する一般財源を分子として計算して出すものでございます。これが22年度は93%だったということでございます。

ただ、この臨時財政対策債という起債ですが、これは元利償還金が地方交付税の基準財政需要額に算入されます。そんな関係で、交付税に算入されるということになっております。

一応、そういった形でやっているのですが、この臨時財政対策債の借り入れの限度額は河内町で決めるのではなくて国で決められます。借りるか借りないかは、河内町で決定いたします。借りているのが今の現状でございます。

ただ、この臨時財政対策債を加えない経常収支比率が100%以下になるように、今後努力してまいりたいと考えているところでございます。

ちなみに、平成22年度、ほかの町村を比較してもおかしい話ですが、100%を超えている団体が茨城県は9団体あります。県の平均は95.6%でございます。いかに経済状況が今悪いかということがわかると思います。

あと、議員がおっしゃった財政白書関係でございますが、これにつきましては、今現在考えておりません。その理由として、まずは行政が行う行財政改革大綱のさらなる推進と、先ほど私お話ししました財政の健全化を図るための計画を作成し、住民の皆さんが自発的に協力をしていただけることがよい姿だと私は考えております。

財政白書を発行する提案につきましては、財政白書を作成して、次の年、2年後、3年後、そのときの状況いろいろ変化がございます。そういった見直しをかけたか、いろいろなことをせざるを得ない状況下を考えますと、毎年私の方では「かわち広報」で財政の状

況を住民の皆さんにお示しておりますので、これからもそういった形で住民の方に財政の状況を把握していただいた方が、かえって合理的なやり方なのかなと私は考えております。

「かわち広報」に掲載するときも、今後もわかりやすく財政の状況を出していきたいと思っております。

議長（廣瀬 裕君） 2番雑賀正光君。

2番（雑賀正光君） それで、今、財政課長は100%超えているのは九つあるとおっしゃいました。21年度の財政分析比較表を見ますと河内町は93.7%です。類似団体内の順位は46番中46番目だから、びりかすはびりかすなんだね。でも、おっしゃるように状況はわかりました。

それで、財政白書については、今のところ考えはないということで、それはそれとしてわかりました。

あと、先ほど言った龍ヶ崎でそういう基本指針がつくられているということも、これは参考にさせていただければと思います。やはりいいものはまねした方がいいと思うんですよ。

もう一つは、また同じことになりますけれども、基本的に町民に財政のことをよくわかってもらわないと、広報でぱっと流すのもいいけれども、なぜ財政白書がいいかということ、勉強会を開くことによって、住民の自分たちが財政白書をつくるということもできるんですよ。行政側にお願ひだけでなくて、住民が自発的に、先ほど自発的というお言葉出ましたけれども、住民側が自発的にこの財政白書をつくらうということも、私は今後必要かなと思っています。

というのは、自分の町の台所がわかるわけですよ。一般家庭でもそうでしょう。稼いだ金、母ちゃんに渡して、父ちゃんいろいろ遊んじやって、金がないよと、あるはずだと言ったって、財政状況がわからなければそういうことは起きるんですよ。

そういう意味では、町民も町の財政のことを一人一人勉強していただくような機会も含めてつくっていかないと、秋山課長が、財政課長が一生懸命旗を振ってもなかなか住民にわかってもらえない。わかってもらえるような努力を、それには本当の数字、いいものもあるんですよ。河内町の職員の給料非常に安い。21年度を見ると、類似団体46の中の9番目、ラスパイレスが91.8、非常に低い方だと思います。

そういう意味では、いい部分、努力している部分も随分見受けられますから、引き続き緊張感を持って財政運営に努めていただきたいと思います。以上です。

議長（廣瀬 裕君） 野高町長。

町長（野高貴雄君） 雑賀議員のお話いろいろ伺っていましたがけれども、確かに行政は企業ではないので、いかに住民サービスを豊かにやるか。それには行革をきちっとやって、学校の統廃合等も、小学校も反対する人がいてなかなかできなかったけれども、今度ようやくできました。

今の話の中で、歳出するときは、そのような厳しい中でも、あじさい苑にも8,000万円、ほかの町村に出している7,000万円も皆さんつけた。そういうことで、厳しいからということでそういうこともしなかつたら、福祉の問題等含めて。そういうこともトータルで考えながら行政というのはやっていかなきゃいけない。

ただ、一番大事なのは、ここへ来て経常経費の比率が上がっている。それには、町に企業もなくなってきた、少子高齢化になってきた、どうするかということになると、できるだけ借金を少なくして、公債費比率を下げ、その分を皆さんの生活に回るようにしようと。物すごい努力をしているんだよ。

そういうことも踏まえた中で、大変なんだから、これからこちらからのお願いなんだけれども、経営が順調ならば幾らか補助金の返済も考えていただくようなこともお願いするしかなくなっちゃうかもしれない。

そういうことも含めて、今後は、確かに皆さんに自覚をしてもらいたい。けれども、あんまり難しい話を書いても読んでくれる人少ないんです。だから、河内町の回覧板いろいろなものについては、大きな字で、わかりやすく、簡単に理解できるように考えていきなさいと。あとは、財政課長なり総務課長、全部がいろいろな意味で知恵を出し合って、もっともっと削減もしなきゃならないだろうと。だけど、人件費は龍ヶ崎から考えたら、龍ヶ崎は大変、どっちも高いから。何とかそういうことをしなきゃいかんと。でも、実質的には借金も勝手にできないわけですよ。ちゃんと国の許可を得た上で借り入れ起こすと。そういうことも、全員がもっともっといろいろな角度から勉強してやっていかなきゃいけないだろうと。

そういうことで、今後とも私たちが引き続き気を引き締めながら、何といってもある程度歳出するときは、大胆に出すときは大胆にしないと萎縮しちゃうから、あんまりギューギューやっている。それはこちらできちんとしてやっていかなきゃいけない。その辺がサービス業の大変重要なところだと思いますので、そういう点も理解してよろしくお願ひしたいと思います。

議長（廣瀬 裕君） 牧山龍雄君、登壇願います。

〔 9 番牧山龍雄君登壇 〕

9 番（牧山龍雄君） 9 番牧山でございます。

初めに、大野教育長のご就任おめでとうございませう。そして、前教育長の石山 暁教育長には大変ご苦労さまでございませう。これから大野教育長には、河内町の教育発展のために絶大なるお力を発揮していただきまして、学力向上、学校の安定といろいろ力を振っていただきたいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして、河内のお米について担当課長にお聞きいたします。

12月4日衆議院議員総選挙が告示され、今、まさに日本国じゅうが選挙戦の真っ最中でありませう。各党は、原子力・エネルギー政策、経済再生、消費増税、TPPなどさまざま

な争点を掲げ、論戦を繰り広げております。

とりわけTPP問題は、我が河内町の農業には大変関心が高く、大きく影響を与えているところであります。

農業問題に対しては、ほかにも、少子化による食生活の多様化により米の消費量が減り、米価が上がらず、農家の経営はなかなかよくなりません。また、高齢化により農業従事者が年々少なくなっていくのも現状でございます。

このような中で、河内町農業をいかに強くするか、また活性化するか、農業収入、農家の収入をいかに上げるかが、これからの農業問題の計画が必要だと思います。そして、戦略が欠かせないと考えております。

米や農産物の加工品をつくる計画や、今取り組んでいることがありますか。付加価値をつけたり、アイデアを出し合って新しい商品やおいしい食品をつくるための計画や考えがありますか。

農家の活性化を図っていくためには、県や町の各種団体や商工会等を活用し、町全体が元気の出る計画をつくることも必要ではないでしょうか。経済課の取り組みについてお聞かせください。

2回目の質問は自席にて行いますので、よろしく申し上げます。

議長（廣瀬 裕君） 羽田経済課長。

経済課長（羽田健二君） 牧山議員の質問にお答えします。

現在進行中の町の第4次総合計画の中でも、農業振興につきましては、本町でも、近年、農地の集約化や農産物の高付加価値を進めており、農地の集約化については、農家数自体は減少しているものの、一定の農地を保有する農家数は増加しております。また、高付加価値化では、第三セクター株式会社ふるさとかわちを設立し、ブランド米の販売を行っており、今まで一定の地位を築いております。

今後、認定農業者を中心とした担い手が主体となり、大規模農業を推進するとともに、より一層農地の集積を図り、農業の安定経営化を目指すことが重要と考えております。

22年度から始まった戸別所得補償制度関係の中でも、昨年導入された規模拡大加算に取り組むなど、規模拡大を図る農業者の支援に努めております。

総合計画の中にもありますけれども、特産品開発などによる河内ブランドへの開発支援ということもうたわれていますが、新商品については、行政、町だけのことはなかなか難しく、関連団体、稲敷農協とか町の生産組織とか、そういうことでいろいろ検討すべきでしょうけれども、まだそこまでの具体的な動きにはなっていないのが現状であります。

全体的なことですけれども、お米の方も各地でいろんな高付加価値、ブランド米とかいろいろ開発されているのは既にご存じのところですが、茨城県でも今まで地域オリジナル米ということで、茨城県は全国で2番目のコシヒカリの生産量を誇っているわけですが、より消費者にPRするために、茨城県では30の産地があるそうですけれども、そのう

ちから8産地、うちの方の「おかずのいらなかわちのお米」とか、美浦の「美浦そだち」とか、つくばの「北条米」とか、そういう8銘柄が認定されて、茨城のコシヒカリをPRする先導の役割を担って、県の方でも一生懸命に頑張っているところですよ。

このような中で、町としても、平成9年から、町のPRということで主要駅でのPR事業とか、ふるさとかわちで行っている田植えまつり、収穫祭に協力するなどして消費者との交流を深めて、河内町のPRに努めているところですよ。

県でも、ことしの8月ですけども、これはお米の方ですが、茨城県県南農林事務所が音頭をとりまして、県南地域の地域オリジナル米販売促進協議会というのが8月に設立されました。この目的については、消費者にわかりやすく、かつ購入意欲をそそる味の特徴に関する評価を提供するとともに、消費者と産地の交流を深め、地域農業の活性化と地域オリジナル米の消費拡大を図ることを目指しております。この中には、当然うちの方の「おかずのいらなかわちのお米」も入っております。

それと、これはお米ばかりに限ったことではありませんけれども、今度知事の肝入りで、先月11月に設立されたのですが、茨城を食べよう運動推進協議会、こういうのが設立されて、昨年の東日本大震災及び福島第一原発などによる風評により、県全体の農産物の安全性について不安の声があるということがありまして、これを改善するためには、従来にも増して行政、生産者、販売者、消費者が連携を密にして、県を挙げて地場農産物の地産地消運動やその活用促進、広報宣伝活動を強力に進めていくための協議会設立ですけども、こういう県の協議会と連動しながら、今後も展開を図っていきたいと考えております。

議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） 県とか農協とかいろいろな団体で、米の販売促進やいろいろな取り組みを行っているところでございますけれども、河内町も、今、課長の言ったように「おかずのいらな米」、これも始まって大分たちまして、それなりの地位を築いたんじゃないかなと思います。

でも、やはり河内町の米の産地面積から見ますれば、「おかずのいらな米」の作付はまだ少量かなと。それより、今、農家のいろいろ作付している多品種のやつのベースアップを図った方が、河内町の農家の収益にかなうのかなという考えを持っております。そのために、先ほど財政の話でもありましたように、農家の人を巻き込んでいろいろなものをつくっていく、今はやりのB1グルメではありませんが、河内町のB1グルメなり、そういう新しいものをつくろうという前向きの姿勢をこれからつくっていく方法が、河内町の農業の先が見えるような形になるんじゃないかなと私は考えております。

いろいろ行政的にも事務が多くて大変なところでございますけれども、いろいろなところとコラボを起こしまして、いろいろな可能性を試していくのもこれからの農業の可能性かなと思います。そこら辺も、お仕事忙しいでしょうけれども、頭を柔軟に使っていただきまして、河内町のお米、また農業の発展のために努力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（廣瀬 裕君） 以上で一般質問を終了いたします。

議長（廣瀬 裕君） 日程2、議案第1号 河内町子育て支援住宅条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

9番 牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） それでは、子育て支援住宅条例について、控室で説明を受けた時に、この条例には入るための条件はいろいろ細かく規定されておりますけれども、一たん入居されましたらなかなか退去させることができないということで、これは住宅管理条例の中にそういう規定されているということでございますけれども、それを悪用された場合に、強制的に退去はできないでしょうけれども、だめなんだよと勧告するとか通告するような条文を加えたらどうでしょうか。それが見当たらないので、住宅管理条例の何条のどこでどのように退去をなされないのか、お聞きしたいと思います。

議長（廣瀬 裕君） 石山都市整備課長。

都市整備課長（石山正光君） お答えします。

退去の項目というご質問ですが、公営住宅法によりますと、明け渡し義務という条項がありまして、その明け渡し義務の条項を河内町営住宅管理条例の中で明記してございます。

今回の子育て支援住宅は、その条文を準用してございますので、明け渡し義務はその条文に基づいてできると考えています。

議長（廣瀬 裕君） 9番 牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） 明け渡しはできるわけですか。ここにいろいろ書いてありますけれども、想定でお話しますと、子供さんがいなくて、これから結婚することを確約できて、それで入居できる。でも、子供さんができなくて離婚しちゃった場合に奥さんかだれかが残る。そういう場合は、この子育て支援住宅の趣旨に反するわけでございます。そういうときは、そういうのを活用していただいて今建っている町営住宅の方に移ってもらうとか、現在建っている町営住宅は、雇用促進みたいな役割を兼ねている町営住宅でございますので、その趣旨に合ったような方だったらいいと思いますけれども、今回は子育て支援住宅なので、ここで子供を育てていただかなければ、せっかくいい住宅を建てても意味がないので、そこら辺もこれから考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町子育て支援住宅条例の制定について、原案のとおり可決することにいたしました。

議長（廣瀬 裕君） 日程3、議案第2号 河内町営住宅設置条例及び河内町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町営住宅設置条例及び河内町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程4、議案第3号 平成24年度河内町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

9番 牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） それでは、9ページの歳出について、議会費でございますけれども、工事費だけで727万円を減額して備品購入になっておりますけれども、これはどういうことでこのようになっているのか、説明をお願いします。

議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） これにつきましては、議会費でございます。議会事務局の方から私どもの方に、工事請負費で当初組ませていただいたのですが、ほとんどが機器の備品だということがありまして、これを備品にかえていきたいということで、議会事務局の方から私どもの方に要望され、私の方で精査させていただいて提案させていただいたものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（廣瀬 裕君） 9番 牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） それはこれを見るかぎりそうなんですけれども、最初は工事費ということで計上されたものが、なぜ備品になったのかちょっと疑問だったものですから、私も同じような関係の仕事をしていますけれども、備品だけではできない部分があるので

はないですか、調整から何から。そうすると、工事費の方に入ってくるのかなと私は思っていたので、備品に変換になったのがちょっと納得できない。ただおさめればいいという問題ではないと思います。そういうときの調整費というのは、備品でどういう感じで見ているのですか。

議長（廣瀬 裕君） 秋山企画財務課長。

企画財務課長（秋山 豊君） ただいまのご質問ですが、私どもの方で要求をされてこのような形にさせていただきました。それと、多くが備品の金額だということであれば、財政上は工事費が若干あるとしても、備品購入として扱うことは可能でございますので、調整だとかやる部分というのは、備品の中に入れるということは財政上は可能でありますので、そういう形できつと事務局長参事が私の方に出してくれたと思いますので、議会の中で議論をお願いしたいと思います。事務局とお願いしたいと思います。

議長（廣瀬 裕君） 9番牧山龍雄君。

9番（牧山龍雄君） 私は調整費とかそういうのは備品に入ると思わなかったので質問しました。あとは、また議会で話したいと思います。どうもありがとうございました。

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 平成24年度河内町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程5、議案第4号 平成24年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成24年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程 6、議案第 5 号 平成24年度河内町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

議案第 5 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 平成24年度河内町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程 7、議案第 6 号 平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案第 6 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 6 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 平成24年度河内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程 8、議案第 7 号 平成24年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

議案第 7 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 7 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成24年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程9、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 日程10、常任委員会の閉会中の事務調査の件について議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項について閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（廣瀬 裕君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の事務調査とすることに決しました。

議長（廣瀬 裕君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて平成24年第4回河内町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前11時24分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員